Takatori
The Power of "T"
Technology Trust Teamwork

証券コード：6338

第70期　定時株主総会
招集ご通知

開催日時
2026年12月18日（金曜日）午前10時

開催場所
奈良県橿原市新堂町313番地の１
当社本社　５階講堂
（末尾記載の「株主総会会場 ご案内略図」をご参照ください。）

決議事項
第1号議案　剰余金の処分の件
第2号議案　取締役7名選任の件

目　次

第70期定時株主総会招集ご通知 …… 1
事業報告…… 5
計算書類…… 24
監査報告…… 26
株主総会参考書類…… 31

株主総会にご出席されない場合

インターネット又は書面（郵送）により議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。
議決権行使期限
2026年12月17日（木曜日）午後5時30分まで

株式会社タカトリ

(証券コード　6338)
(発送日) 2026年12月２日
(電子提供措置開始日) 2026年11月27日

株　主　各　位

奈良県橿原市新堂町313番地の１
株式会社タカトリ
代表取締役社長　増田　誠

第70期定時株主総会招集ご通知

拝啓　日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第70期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】
https://www.takatori-g.co.jp/

（上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「IR情報」「株主総会情報」「第70期定時株主総会招集通知」を順に選択いただき、ご確認ください。）

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】
https://d.sokai.jp/6338/teiji/

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「タカトリ」又は「コード」に当社証券コード「6338」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討いただき、後記の「議決権行使についてのご案内」にしたがって、2026年12月17日（木曜日）午後５時30分までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

1．日　　時　2026年12月18日（金曜日）午前10時

2．場　　所　奈良県橿原市新堂町313番地の１
当社本社　５階講堂
（末尾記載の「株主総会会場 ご案内略図」をご参照ください。）

3．目 的 事 項

報 告 事 項　第70期（2025年10月１日から2026年９月30日まで）事業報告及び計算書類報告の件

決 議 事 項

第１号議案　剰余金の処分の件

第２号議案　取締役7名選任の件

4．招集にあたっての決定事項

(1)インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

(2)インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

(3)書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。

・計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

従いまして、当該書面に記載している計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の３つの方法がございます。



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2026年12月17日（木曜日）
午後５時30分入力完了分まで



書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2026年12月17日（木曜日）
午後５時30分到着分まで



株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日　時

2026年12月18日（金曜日）
午前10時



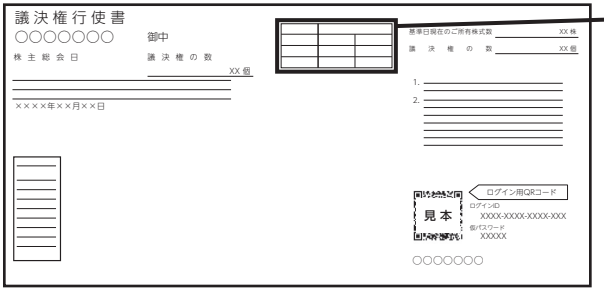
電子ギフトの贈呈について

応募説明動画

当社では資源の有効活用や省エネルギー化等により、事業活動における環境負荷の低減に取り組んでいます。

環境への配慮から、事前にインターネットで議決権を行使いただいた株主様には、議案の賛否に関わらず、抽選で200名様に電子ギフト（500円相当）を贈呈いたします。

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



※議決権行使書用紙はイメージです。

こちらに議案に対する賛否をご記入ください。

第１号議案

- **賛成の場合** ≫ **「賛」の欄に○印**
- **反対する場合** ≫ **「否」の欄に○印**

第２号議案

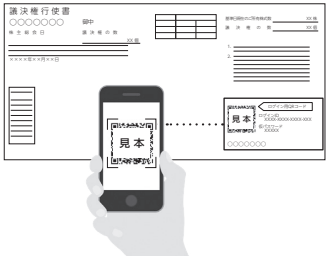
- **全員賛成の場合** ≫ **「賛」の欄に○印**
- **全員反対する場合** ≫ **「否」の欄に○印**
- **一部の候補者に反対する場合** ≫ **「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。**

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。

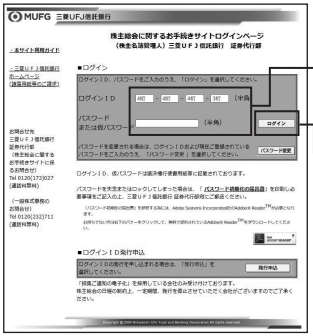


ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト　**https://evote.tr.mufg.jp/**

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部　ヘルプデスク
0120－173－027
（通話料無料／受付時間 9:00～21:00）

＜注意事項＞
・毎日午前2時30分から午前４時30分までは取り扱いを休止いたします。
・アクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金等)は、株主様のご負担とさせていただきます。

事　業　報　告

（2025年10月１日から
2026年９月30日まで）

当社は、2026年2月6日付で連結子会社であった高鳥（常熟）精密機械有限公司を清算結了したことに伴い、当事業年度より、非連結決算へ移行いたしました。

１．会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当事業年度における世界経済は、中東情勢の緊迫化による影響が想定を下回る水準にとどまったことに加え、世界的なＡＩ投資拡大を原動力とした成長軌道を維持しております。

米国では、ＡＩ関連投資を背景としたコンピュータ・電子製品の増産により堅調な推移がみられるものの、外交・政治分野での不透明感から地政学リスクが懸念されております。欧州では、ＡＩ需要を背景とした景気の底堅さがみられる一方、熱波などの異常気象がエネルギー確保への懸念を増大させ、経済活動の下押し原因となっていることから、景気の減速が懸念されております。中国では、ＡＩやＥＶ関連輸出が好調である一方、補助金効果の剥落や中東危機による小売低迷、固定資産投資の大幅減等が続いており、外需が内需の減速を補うには至らず、景気は足踏み状態となっております。

一方、国内経済は、中東危機による影響が代替調達等で緩和され底堅い成長がみられております。製造業は配当増や価格転嫁が進み増益基調を維持しており、省力化やＤＸ、設備・ソフト等の民間投資需要も根強く、企業収益全体は増勢が続く見通しとなっております。

このような経済環境の中、当社が関わる電子部品業界におきましては、堅調なＡＩ関連半導体需要を背景とした生産用機械設備での増産がみられておりますが、ＳｉＣ加工向け設備につきましては、投資時期の見直しや在庫調整の影響により、分野ごとに需要の強弱がみられるなど、全体としては慎重な推移となりました。

損益面につきましては、製造コストの低減及び諸経費の圧縮に努めてまいりましたが、天災に起因する部品納期の遅延等の影響に加えて海外顧客による設備導入計画の変更により一部装置の出荷時期が翌事業年度に繰り延べたことから低調に推移し、当事業年度の売上高は6,395百万円（前期比11.3％減）となり、営業利益は378百万円（同52.5％減）、経常利益は449百万円（同46.3％減）、当期純利益は369百万円（同38.7％減）となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。なお、当事業年度より非連結決算へ移行したため、売上高及びセグメント利益については前期との比較は行っておりません。

（電子機器事業）

半導体製造機器では、ロジックやディスクリート半導体・電子部品など、広範な製造装置に加え、近年需要が拡大しているパネルレベルパッケージ用製造装置の販売を行いました。受注

は予定通り獲得できたものの、その一方で、天災に起因する部品納期の遅延の影響に加えて海外顧客による設備導入計画の変更に伴い、一部装置の出荷時期が翌事業年度に繰り延べられたことから、当期の売上は低調に推移いたしました。

新素材加工機器では、幅広い素材分野の顧客からの受注に加え、新機種の受注を獲得いたしました。その販売にあたっては、部品の納期遅延が発生したものの、調達・製造プロセスの柔軟な対応により計画どおりの出荷および売上計上を実現し、売上は堅調に推移いたしました。

ディスプレイ製造機器では、生産が中国・韓国・台湾に集約されており、それに伴い製造装置も各国で現地生産されていることから、売上は低調に推移いたしました。

その結果、売上高は5,797百万円、セグメント利益は478百万円となりました。

（繊維機器事業）

繊維機器事業では、国内繊維業界の低迷長期化に伴い、主要顧客における設備投資への慎重な姿勢が継続したことから、売上は低調に推移いたしました。

その結果、売上高は158百万円、セグメント利益は2百万円となりました。

（医療機器事業）

医療機器事業では、他の医療機器並びに健康機器メーカーとの共同開発を継続しており、開発完了したＯＥＭ製品の販売が底堅く推移いたしました。さらに、「胸腹水濾過濃縮装置Ｍ－ＣＡＲＴ」におきましては、学会出展や企業セミナーを通じたプロモーション活動を強化し、医療機関への販売、レンタルおよび試用貸出しを継続的に実施しております。これらの取り組みの結果、売上は堅調に推移いたしました。

その結果、売上高は439百万円、セグメント損失は102百万円となりました。

セグメント別売上高の概況　（単位：千円）

区　　分	第67期 2023年９月期	第68期 2024年９月期	第69期 2025年９月期	第70期 2026年９月期 (当事業年度)
電子機器事業	－	－	－	5,797,939
繊維機器事業	－	－	－	158,949
医療機器事業	－	－	－	439,016
合　　計	－	－	－	6,395,905

(注) 当社は第70期より非連結決算へ移行しておりますので、第69期以前の数値は記載しておりません。

② **設備投資の状況**

特記すべき設備投資はありません。

③ **資金調達の状況**

当事業年度中に、当社の所要資金として、金融機関より短期借入金として500百万円の資金調達を行い、短期借入金を500百万円返済いたしました。

(2) 対処すべき課題

下記、文中における将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

① 経営方針

当社は、「創造と開拓」の社是と「世界に誇れる独自技術を製販一体となって構築し、最良の製品とサービスを提供し、人々の暮らしを豊かにする」の企業理念の下、ユーザーニーズを先取りした新規特徴製品の開発、高精度・高品質を目指した高付加価値製品の開発及び将来成長が期待できる製品の創出を行う「開発先行型企業」を目指しております。

② 経営戦略等

当社の中長期における経営戦略は、ますます厳しさを増すグローバル競争に勝ち抜くため、原価力の強化を重要課題の一つとして位置づけ、海外調達比率を高めるなど競合・競争戦略を見つめ直し更なる高収益体質づくりを推進することにより、売上・収益ともに県下ナンバーワン企業へと発展することを目指します。

また、基本方針といたしましては(ⅰ)競合・競争戦略、耐性・改革・挑戦を実践する(ⅱ)オリジナル製品の開発をリードする営業活動を行い、営業を支えるサービス体制の構築と事業化を行う(ⅲ)組立、調整、サービスに力点を置いたものづくりを行うを掲げて、企業価値をより一層高めるとともに確固たる企業基盤を築き、当社の経営ビジョンであります「信頼されるタカトリ」を目指します。

●コア技術の更なる強化

当社の戦略的コア技術である「８つのコア技術」（貼付、真空、搬送、切断、制御、研磨、計測、剥離）の各技術を更に強化し、スローガン 「The Power of “T” 【Technology Trust Teamwork】」の下、「製品の独自性」や「製品の強さを極める」ことに注力し、現状事業の付加価値を高めるとともに、「８つのコア技術」をベースに(ⅰ)有望事業機会を目指した技術力の強化(ⅱ)強い技術の他製品への水平展開(ⅲ)ビジネスパートナーとの技術提携及び協働による革新的価値の提供(ⅳ)既存製品の進化に加え未来を見据えた挑戦を通じて、社会に持続可能な価値を提供してまいります。

●内部管理体制の強化及びリスク・マネジメントの強化

会社法で定められた「業務の適正を確保するための体制」を確立するため、内部統制システムの構築を核に、リスク・マネジメントの強化による危機管理（危機防止）の浸透、コンプライアンスの周知徹底等を推進いたします。

③　経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社は、安定した利益率の確保と財務体質の強化を目指してまいります。

具体的には、ＲＯＥ（自己資本当期純利益率）10％以上、売上高総利益率の向上を通じて市場からの企業価値評価（ＰＢＲ：株価純資産倍率）を高めていく所存です。

④　経営環境及び対処すべき課題

当社が関わる電子部品業界におきましては、半導体市場では、生成ＡＩ用高性能半導体の出荷拡大が続いており、世界経済の牽引役となっています。米国のＡＩ企業トップから開発減速を促す声明が出され、今後の動向が注目されるものの、中国企業との熾烈な競争環境下において米国企業単独での減速は困難であることから、総じて高性能半導体の出荷拡大基調に変わりはなく、これに伴う製造装置への投資も進展するものと予測されております。新素材加工機器では、新機種となる12インチワイヤーソーが完成し、あらゆる素材の大口径化に対応可能となりました。評価においても良好な結果を得ており、新たな主力製品としてプロモーションを強化しております。また、ＳｉＣ切断において構築した切断技術によるコストメリットをあらゆる素材市場へ展開しており、すでに具体的な成果を上げつつあります。今後はＡＩ関連の進展に伴う新素材の台頭を契機と捉え、多方面へ当社のワイヤーソー切断技術を展開してまいりますとともに、変化の激しいＡＩ市場の動向を迅速に捉え、開発スピードの向上を図ってまいります。ディスプレイ市場では、生産が中国・韓国・台湾に集約されており、それに伴い製造装置も各国で現地生産されていることから、売上は低調に推移するものと予想されております。

繊維機器市場では、アパレル分野の小売規模は安定しているものの、物価高や気候変動の影響に加え、海外生産品の流入増加により国内生産の減少が続いております。このため、新規装置販売においては厳しい状況が続く見込みであります。

医療機器市場では、医療機器のＯＤＭ需要の拡大に伴い高水準な受注残高を抱えており、開発案件を確実に遂行してまいります。また、開発した医療機器のＯＥＭ供給についても堅調な推移が予想されております。

このような認識の下、今後成長が期待される分野を着実に獲得していき、市場拡大を行うことで売上・収益の向上を目標に、安定的な経営体制を目指してまいります。

また、翌事業年度におきましても、ものづくり企業としての企業価値を高めていくとともに、役員・社員が一体となり経営基本方針である「企業理念の実現」、及び創業者である高鳥王昌が創造した礎を「越えて行くモノ」づくりを実践し、会社の発展に寄与していく所存であります。

(3) 財産及び損益の状況の推移

(単位：千円)

区分	第67期 2023年９月期	第68期 2024年９月期	第69期 2025年９月期	第70期 2026年９月期 (当事業年度)
売上高	16,374,723	15,999,009	7,208,561	6,395,905
経常利益	2,520,617	2,710,870	837,214	449,304
当期純利益	1,873,192	1,901,713	603,170	369,808
１株当たり当期純利益	343円06銭	348円29銭	110円50銭	69円20銭
総資産	18,237,727	17,526,487	15,933,288	15,645,594
純資産	8,189,161	9,899,684	10,258,889	10,251,919
１株当たり純資産額	1,499円80銭	1,813円09銭	1,882円20銭	1,922円29銭

(注) １．１株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、１株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

２．当社は、連結子会社である高鳥（常熟）精密機械有限公司を清算結了したことにより連結子会社が存在しなくなったため、第70期より連結計算書類を作成しておりません。よって当事業年度から事業報告を単体ベースで作成しておりますので、上記の推移につきましても単体ベースの4期分を記載しております。

(4) 重要な親会社及び子会社等の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

当社は、2026年2月6日付で連結子会社であった高鳥（常熟）精密機械有限公司を清算結了したため、当事業年度末日において連結子会社はありません。

(5) 主要な事業内容　(2026年９月30日現在)

① **電子機器事業**

電子部品の製造機器及びその付属機器の開発・製造・販売
電子部品及び材料の製造・販売
上記に関する保守及び修理並びに付帯する一切の業務

② **繊維機器事業**

繊維機械及びその付属機械の開発・製造・販売
上記に関する保守及び修理並びに付帯する一切の業務

③ **医療機器事業**

医療、介護、ヘルスケアに関わる製品及びその周辺機器の開発・製造・販売

(6) 主要な営業所及び工場　(2026年９月30日現在)

名称	所在地
本社	奈良県橿原市
徳島営業所	徳島県徳島市

(7) 従業員の状況 (2026年９月30日現在)

① セグメント別の従業員の状況

事業区分	従業員数
電子機器事業	112 (49) 名
繊維機器事業	5 (2)
医療機器事業	15 (11)
全社 (共通)	48 (28)
合計	180 (90)

(注) 1．従業員数は就業人員であり、臨時雇用者は ( ) 内に年間平均人員を外数で記載しております。
2．「全社（共通）」として記載している従業員数は、特定の事業に区分できない管理部門等に所属している者であります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
180名 (90名)	18名減 (12名増)	42歳2ヶ月	16年3ヶ月

(注) 1．従業員数は就業人員であり、臨時雇用者は ( ) 内に年間平均人員を外数で記載しております。
2．前事業年度末比増減は、前事業年度単体の従業員数と比較しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2026年９月30日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	1,300百万円
株式会社南都銀行	1,100百万円
株式会社みずほ銀行	1,000百万円
株式会社紀陽銀行	500百万円
株式会社京都銀行	200百万円

2．会社の状況

(1) 株式の状況 (2026年９月30日現在)

① **発行可能株式総数** 17,000,000株

② **発行済株式の総数** 5,491,490株

③ **株主数** 6,622名

④ **大株主（上位10名）**

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
有限会社コトブキ産業	347	6.52
タカトリ共栄会	264	4.95
大阪中小企業投資育成株式会社	187	3.51
中島　秀樹	158	2.97
高鳥　政廣	143	2.69
岩崎　泰次	120	2.27
岡島　恵子	105	1.98
株式会社南都銀行	95	1.78
日本生命保険相互会社	94	1.77
株式会社日伝	82	1.55

（注）持株比率は自己株式（158,321株）を控除して計算しております。

⑤ **当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況**

該当事項はありません。

⑥ **その他株式に関する重要な事項**

自己株式の取得

当社は、2025年７月25日開催の取締役会において、取得する株式総数の上限を130,000株、取得価額の総額の上限を200,000,000円として、2025年７月28日から2025年12月31日までの間に、自己株式取得の決議を行い、2025年12月11日の自己株式取得終了までに、取得価額の総額199,876,400円にて自己株式126,900株を取得しております。なお、当事業年度においては、取得価額の総額185,460,000円にて自己株式117,300株を取得しております。

(2) 新株予約権等の状況

① 当社役員が保有している新株予約権等の状況 (2026年９月30日現在)

該当事項はありません。

② 当事業年度中に使用人等に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況 (2026年９月30日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	増田　誠	
代表取締役副社長	松田武晴	
常務取締役	重富謙一	管理本部長 奈良県ハイテク工場団地協同組合　代表理事
取締役	正岡智明	経営企画本部長 営業統括兼品質管理統括
取締役	川村　真	公認会計士、川村公認会計士事務所 所長
常勤監査役	大島章良	
監査役	岸部輝一	税理士、岸部輝一税理士事務所 所長
監査役	野島佳枝	弁護士、うねび法律事務所 共同代表

(注) 1．当事業年度中の取締役の担当の異動は次のとおりであります。
ア.取締役重富謙一氏は、2025年12月19日付で常務取締役に就任いたしました。
イ.2025年12月19日開催の第69期定時株主総会において、野島佳枝氏が新たに監査役に選任され就任いたしました。
ウ.2025年12月19日開催の第69期定時株主総会の終結の時をもって、監査役山田磯子氏は辞任により退任いたしました。
エ.2026年2月6日付で、当社子会社である高鳥（常熟）精密機械有限公司は清算結了いたしました。これに伴い、取締役増田誠氏（董事長）、取締役松田武晴氏（董事）、取締役重富謙一氏（董事）、取締役正岡智明氏（董事）及び監査役大島章良氏（監事）が兼務していた当該子会社における役職を同日付で退任いたしました。

2．取締役川村真氏は社外取締役であります。また、監査役岸部輝一氏及び野島佳枝氏は社外監査役であります。なお、当社は、取締役川村真氏、監査役岸部輝一氏及び野島佳枝氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

3．監査役岸部輝一氏は税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

4．野島佳枝氏の戸籍上の氏名は、大北佳枝であります。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第１項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項各号に定める金額の合計額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、当社及び当社子会社の取締役・監査役及び執行役員を被保険者とする、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を該当保険契約により保険会社が填補するものであり、１年毎に契約を更新しております。なお、当該保険契約では、被保険者による犯罪行為、故意による法令違反その他の不正行為に起因する損害等については補償対象外としており、役員等の職務執行の適正性が損なわれないよう措置を講じております。次回更新時には同内容での更新を予定しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等

役員報酬等の内容の決定に関する方針等

イ．取締役の報酬の決定方針

当社は、2025年12月19日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定を決議しており、当該取締役の個人別報酬額の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容の概要は次のとおりです。

ａ．基本報酬に関する方針

取締役の報酬の額及び、その算定方法の決定に関する方針は、役位、在位年数等に応じた一定の基準に基づき算出し、会社業績等を勘案して、決定するものとします。

ｂ．業績連動報酬等に関する方針

当社は、役員賞与の支給基準について、会社業績と密接に関連付けたものとするため、取締役（社外取締役を除く）の役員賞与については利益連動報酬（法人税法第34条第１項第３号に定める業績連動給与）を2019年9月末決算利益確定分より導入しております。

なお、支給対象となる役員は、法人税法第34条第１項第３号に定める業務執行役員である取締役で、社外取締役、監査役は含んでおりません。

（算定方法）

１．利益連動報酬（賞与）の総額は、（経常利益－売上高×5.5％）×30％とする。（百万円未満切捨）

２．経常利益が３億円未満の場合は、支給しない。

３．利益連動報酬の総額の上限は50,000千円とする。

4．各取締役への支給額は、次の算定式によって計算する。
（1万円未満切捨）

各取締役への支給額

$$\text{利益連動報酬の総額} \times \frac{\text{各取締役の役位別係数（i)×在任期間係数（ⅱ）}}{\text{在任する取締役全ての在任期間調整後の役位別係数の合計}}$$

（ⅰ）　（役位別係数）

役　位	係　数
代表取締役社長	3.00
代表取締役副社長	2.70
専務取締役	2.20
常務取締役	2.00
取締役	1.50

（ⅱ）（在任期間係数）

$$\text{在任期間係数} = \frac{\text{年間在任月数}}{12}$$

c．非金銭報酬等に関する方針
該当事項はありません。

d．報酬等の割合に関する方針
取締役の種類別の報酬割合については、特段の定めはなく、前記a.及びb.の個々の報酬算出基準に基づいた報酬を支給するものとしております。

e．報酬等の付与時期や条件に関する方針
基本報酬は株主総会にて選任又は再任された後に、上記a.に基づいて、従業員給与の支払日に支払い、業績連動報酬については、当該事業年度の業績が確定した時に決定し、当該事業年度の株主総会終了後に支払うこととしております。

f．報酬等の決定の委任に関する事項
当社においては、取締役会の決議に基づき、代表取締役社長増田誠氏が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。同氏に本権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには、代表取締役社長が最も適していると判断したためであります。
なお、取締役会は、当該権限が代表取締役社長増田誠氏によって適切に行使されるよう、基本報酬の額について、役位、職責、在任年数等に応じた一定の基準に基づき算出し、会社業績等を勘案して作成した原案を、報酬委員会へ諮問し、答申を得るものとし、上記委任を受けた代表取締役社長は、当該委員会の答申を踏まえたうえで、決定をしなけ

ればならないこととしております。
　当社の報酬委員会につきましては、同委員会の委員長は独立社外取締役とし、取締役会が選定した３名以上の取締役及び監査役で構成されております。

ロ. 監査役の報酬の決定方針
　監査役の報酬については、1993年12月21日開催の第37期定時株主総会において年額30,000千円以内と決議された報酬限度額の範囲内において、監査役の協議により決定しております。

⑤ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

区　分	報酬等の総額	基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	対象となる役員の員数
取 締 役 (うち社外取締役)	148,110千円 (6,000千円)	148,110千円 (6,000千円)	－ (－)	－ (－)	5名 (1名)
監 査 役 (うち社外監査役)	28,350千円 (8,550千円)	28,350千円 (8,550千円)	－ (－)	－ (－)	4名 (3名)
合　計 (うち社外役員)	176,460千円 (14,550千円)	176,460千円 (14,550千円)	－ (－)	－ (－)	9名 (4名)

(注) 1．上表には、2025年12月19日開催の第69期定時株主総会終結の時をもって退任した監査役１名（うち社外監査役１名）を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 業績連動報酬にかかる主な指標は、売上高及び経常利益であり、「1.会社の現況（３）財産及び損益の状況の推移」に記載のとおりであります。当該指標を選択した理由は、当社の業態により、業績を指し示すものとして最も適切な指標であるからであります。利益連動報酬総額はこの指標に基づいて（（経常利益－売上高×5.5%）×30%）により決定しており、それを基にそれぞれの職位に応じた支給係数（1.5～3.0）を乗じた支給額を決定し、それらを合わせて支給総額を決めております。
4. 取締役の報酬限度額は、1993年12月21日開催の第37期定時株主総会において年額300,000千円以内（ただし使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない）と決議いたしております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、８名（うち社外取締役０名）です。
5. 監査役の報酬限度額は、1993年12月21日開催の第37期定時株主総会において年額30,000千円以内と決議いたしております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、３名です。
6．当社においては、取締役会の決議に基づき、代表取締役社長増田誠氏が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。同氏に本権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには、代表取締役社長が最も適していると判断したためであります。なお、取締役会は、当該権限が代表取締役社長増田誠氏によって適切に行使されるよう、基本報酬の額について、役位、職責、在任年数等に応じた一定の基準に基づき算出し、会社業績等を勘案して作成した原案を、報酬委員会へ諮問し、答申を得るものとし、上記委任を受けた代表取締役社長は、当該委員会の答申を踏まえたうえで、決定をしなければならないこととし

ております。当社の報酬委員会につきましては、同委員会の委員長は独立社外取締役とし、取締役会が選定した３名以上の取締役及び監査役で構成されております。

⑥　社外役員に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役川村真氏は、川村公認会計士事務所の所長を兼務しておりますが、当社と川村公認会計士事務所との間に特別な関係はありません。

監査役岸部輝一氏は、岸部輝一税理士事務所の所長を兼務しておりますが、当社と岸部輝一税理士事務所との間に特別な関係はありません。

監査役野島佳枝氏は、うねび法律事務所の共同代表を兼務しておりますが、当社とうねび法律事務所との間に特別な関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

区　　分	氏　　名	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	川村　真	当事業年度に開催された取締役会24回の全てに出席し、公認会計士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を適宜行っております。また、指名委員会・報酬委員会の委員長として、当事業年度に開催された委員会10回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。
監査役	岸部輝一	当事業年度に開催された取締役会24回の全て、監査役会17回の全てに出席し、税理士としての専門的見地から、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を適宜行っております。また、指名委員会・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会10回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
監査役	野島佳枝	2025年12月19日就任以降、当事業年度に開催された取締役会19回の全て、監査役会12回の全てに出席し、弁護士としての専門的見地から、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を適宜行っております。また、指名委員会・報酬委員会の委員として、就任以降、当事業年度に開催された委員会７回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

（注）野島佳枝氏の戸籍上の氏名は、大北佳枝であります。

(4) 会計監査人に関する事項

① **会計監査人の名称**　　暁監査法人

② **当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額**

公認会計士法（昭和23年法律第103号）第２条第１項の業務に係る報酬等の額（注）	22,500千円
公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務に係る報酬等の額	－千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	22,500千円

(注) １．当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分できないため、その合計額を記載しております。

２．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ **会計監査人の解任または不再任の決定の方針**

監査役会は会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

１．業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ．当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、当社の取締役及び使用人が遵守すべきものとして制定した「コンプライアンス規程」「コンプライアンスマニュアル」に従い行動し、周知徹底とその推進を図る。

ロ．当社は社外の弁護士等を直接の情報受領者とする「内部通報規程」に基づき、法令違反その他コンプライアンスに関する事実についての社内通報体制の運用を行う。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社の取締役の職務の執行に係る記録（取締役会議事録、稟議書等）については、当社の「文書管理規程」に従い、適切に保存及び管理を行う。

③　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ．当社は「リスクマネジメント基本規程」に基づき、代表取締役社長を委員長としたリスクマネジメント委員会において、取り組み全体の方針・方向性の検討・決定、リスク選定及び対策等の検討・決定、各部門でのリスクマネジメント推進の指示等リスク全般の管理を行い、事業を取り巻く様々なリスクに対して的確な管理・実践が可能な体制の整備・運用を行う。万一、不測の事態が発生した場合は、損害・影響額を最小限にとどめる体制を整える。

ロ．「職務権限一覧表・明細表」「稟議規程」等による職務権限の明確化を行う。

ハ．内部監査室による全本部への原則年１回の監査を行う。

④　当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ．取締役の職務が、効率的に行われることを確保するために制定した「取締役会規程」「役員規程」「稟議規程」等の諸規程に従い行動する。

ロ．取締役会において決定した全社及び各カンパニーの年度計画に基づき、月次・四半期毎の業績管理を行う。

ハ．原則として毎月１回以上、取締役会を開催し、迅速な意思決定と効率的な業務執行を行う。

⑤　監査役がその職務を補助すべき使用人（以下、「補助使用人」という。）を置くことを求めた場合における補助使用人に関する事項及びその補助使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当社の監査役の補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役から求めのあった場合、専任の担当者（補助使用人）を配置し、且つ補助使用人の評価及び異動等において独立性を確保する体制を整える。

また、監査役は補助使用人に対する指揮命令権を有し、補助使用人は監査業務に関わる業務を優先する。

⑥　取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

イ．監査役と代表取締役との定期的会合を行う。

ロ．当社の取締役及び使用人は、監査役に対して法定の事項に加え、次の事項は、発見次第直ちに報告する。

(ⅰ) 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実

(ⅱ) 会社の業務または財務に重大な影響を及ぼすおそれのある法律上または財産上の問題

ハ．監査役は、当社の取締役及び使用人より報告を受けた場合、その他の監査役に速やかに報告を行う。

⑦　監査役に対して上記報告を行ったことを理由として、不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役に対して上記報告を行った当社のものに対し、当該報告を行ったことを理由として何ら不利な取扱いを行わないものとし、その取扱いについて当社の取締役及び従業員等に周

知徹底を図る。

⑧ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続、その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は監査役の職務執行に関して生じる費用について、監査役が請求をした場合は監査役の職務執行に必要でないと認められた場合を除き、その請求に応じる。

⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ．監査役が、会社の重要情報について、すべてアクセスできる体制を整える。

ロ．監査役専用の部屋を置き、独立した監査役業務が行える体制を整える。

2．業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① コンプライアンス

当社取締役及び使用人の職務の執行を法令及び定款に適合させるため、行動準則である「コンプライアンス規程」を定め、入社時には誓約書の提出を受けております。また、その規程に基づいて原則年１回コンプライアンス教育を実施しており、継続的な周知活動を行っております。

② 当社のリスクマネジメント

経営リスク、災害リスク、政治・経済・社会リスクの観点から当社に関わるリスクを洗い出し、必要に応じて各部門におけるリスクの分析や管理状況をモニタリングし、指導監督しております。

③ 財務報告に関わる内部統制

財務報告の信頼性に関する評価並びに各カンパニーにおける業務プロセスの運用状況については、内部監査室が計画的に実施する業務プロセス監査において検証を行っており、取締役会に報告をしております。

④ 内部監査体制

内部監査室が内部監査計画に基づき、当社全カンパニーの内部監査を実施し、それぞれの検証結果を四半期毎に内部監査報告書として代表取締役及び常勤監査役に対し報告を行っております。

(6) 会社の支配に関する基本方針

① 基本方針の内容

当社は、当社株式等に対する大規模買付行為を受け入れるか否かのご判断は、最終的には、株主の皆様によってなされるべきものと考えており、当社は当社株式等に対する大規模買付行為につきまして、これを一概に否定するものではありません。

ただし、突然の大規模買付行為が発生した場合には、株主の皆様に当社の株式価値の妥当性を短期間でご判断していただくこととなりかねません。また、株式の大規模買付提案の中には、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

当社は、株主の皆様が大規模買付行為を受け入れるか否かのご判断を適切に行うためには、大規模買付者から一方的に提供される情報のみならず、当社取締役会から提供される情報及び評価・意見等も含めた十分な情報が提供され、大規模買付行為に応ずるべきか否かのご判断のための期間が確保されることが必要であると考えております。

② 基本方針の実現に資する取り組み

イ．企業価値向上への取り組み

当社は、1956年10月に創業し、繊維機械の製造・販売を開始しましたが、その後の経営環境の変化に対応すべく、当社独自の研究・開発力を活かして、繊維機器事業に加えて、電子機器事業（半導体機器・新素材加工機器・ディスプレイ機器）及び医療機器事業に展開を図り、現在に至っております。

当社は、企業価値をより一層高め確固たる企業基盤を築き、当社のビジョンである「信頼されるタカトリ」の構築を目指すべく、中長期的な経営戦略の基礎固めを行い、成長してまいります。また、当社社是及び企業理念を前提として、各方針（経営ビジョン、経営方針、技術開発スローガン、コンプライアンス基本方針、環境基本方針、品質方針等）に従って、企業としての社会的責任を認識したうえで、ステークホルダー（株主、従業員、取引先、債権者、地域社会）との信頼関係をより一層高めるよう努めてまいります。

《当社の社是》
「創造と開拓」
《当社の企業理念》
「世界に誇れる独自技術を製販一体となって構築し、最良の製品とサービスを提供し、人々の暮らしを豊かにする」
(ⅰ) 企業は『社会の公器』であることをまず認識し、社会と全ての協力者との相互繁栄を期そう
(ⅱ) 物事の判断・実行は、お客様とタカトリのメリット・デメリットを十分検討したうえで進めよう
(ⅲ) 自分の意見は、会社組織の上下関係にとらわれずはっきり発言すると共に、何でも話し合える輪を作ろう
《経営ビジョン》
「信頼されるタカトリ」
《経営方針》
(ⅰ) 「越えて行くモノ」づくりを実践する
(ⅱ) 顧客の立場に立って、新規事業開拓、オリジナル製品開発、周辺機器ラインナップを行う
(ⅲ) オリジナル製品の開発をリードする営業活動を行い、営業を支えるサービス体制の構築と事業化を行う
(ⅳ) 組立、調整、サービスに力点を置いたものづくりを行う
また当社は、上記経営方針の実現に努めるため、以下の取り組みを行っております。
(ⅴ) コア技術の更なる強化
当社の戦略的コア技術である「８つのコア技術」（貼付、真空、搬送、切断、制御、研磨、計測、剥離）の各技術を更に強化し、スローガン 「The Power of “T”【Technology Trust Teamwork】」の下、「製品の独自性」や「製品の強さを極める」ことに注力し、現状事業の付加価値を高めるとともに、「８つのコア技術」をベースに ①有望事業機会を目指した技術力の強化 ②強い技術の他製品への水平展開 ③ビジネスパートナーとの技術提携及び協働による革新的価値の提供 ④既存製品の進化に加え未来を見据えた挑戦を通じて、社会に持続可能な価値を提供してまいります。
(ⅵ) 目標とする経営指標
ＲＯＥ（自己資本当期純利益率）10%以上、売上高総利益率の向上を通じて市場からの企業価値評価（ＰＢＲ：株価純資産倍率）を高めていく所存です。

ロ. コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方として、法令を遵守し、経営の透明性を高め、取締役会で活発な議論を行い、意思決定のスピードアップを図り、株主の利益が最大になるように統治しなければならないと考えております。なお、社外監査役2名を含めた監査役3名全員が取締役会に出席することにより、取締役の業務執行や意思決定事項を客観的に監査・監視できる体制をとるなど、経営監査機能の客観性の観点から十分機能する体制が整っていると考えております。

ハ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は、企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として2007年11月14日開催の取締役会において、「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」を定め、2007年12月21日開催の第51期定時株主総会において不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みとして、当社株式の大規模買付行為に関する対応策を導入することを株主の皆様にご承認いただき継続しておりますが、所要の変更を行ったうえで2025年12月19日開催の第69期定時株主総会において、有効期間を2028年12月開催予定の第72期定時株主総会終結の時までとし、改めて株主の皆様のご承認をいただきました。

ニ. 上記「ロ.」及び「ハ.」の取り組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

当社取締役会は、これらの取り組みが当社の基本方針に沿うものであり、企業価値・株主共同の利益を損なうものではないと考えております。

また、本対応策においては大規模買付ルールの手続きを遵守しない大規模買付行為が行われた場合、当社取締役会は、独立性の高い社外者等から構成される特別委員会の開催を要請し、客観的な判断を行い、当社の取締役の恣意的判断を排除し、大規模買付ルールの遵守や対抗措置の発動の是非に関する判断の公正性・透明性の確保を図っており、取締役の地位の維持を目的とするものではありません。

貸借対照表

(2026年9月30日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**12,229,336**	**流動負債**	**5,341,184**
現金及び預金	4,956,055	買掛金	345,272
売掛金	1,639,464	電子記録債務	506,335
契約資産	286,948	短期借入金	4,100,000
電子記録債権	14,112	リース債務	14,048
仕掛品	1,544,827	未払金	83,287
原材料及び貯蔵品	3,699,450	未払費用	76,827
前渡金	413	未払法人税等	100,219
前払費用	1,316	契約負債	21,221
その他	86,748	賞与引当金	60,493
固定資産	**3,416,258**	製品保証引当金	18,644
有形固定資産	**1,760,634**	その他	14,834
建物	736,967	**固定負債**	**52,490**
構築物	28,658	リース債務	14,073
機械及び装置	147,834	資産除去債務	34,672
車両及び運搬具	0	その他	3,744
工具、器具及び備品	34,988	**負債合計**	**5,393,674**
土地	782,307	**(純資産の部)**	
リース資産	26,368	**株主資本**	**10,151,860**
建設仮勘定	3,510	**資本金**	**963,230**
無形固定資産	**12,963**	**資本剰余金**	**1,352,321**
ソフトウエア	9,017	資本準備金	1,352,321
その他	3,946	**利益剰余金**	**8,054,539**
投資その他の資産	**1,642,660**	利益準備金	95,460
投資有価証券	1,410,695	その他利益剰余金	7,959,079
出資金	1,170	固定資産圧縮積立金	25,096
長期前払費用	1,512	別途積立金	1,876,000
保険積立金	125,097	繰越利益剰余金	6,057,983
繰延税金資産	85,596	**自己株式**	**△218,231**
その他	18,588	**評価・換算差額等**	**100,059**
		その他有価証券評価差額金	100,059
		純資産合計	**10,251,919**
資産合計	**15,645,594**	**負債及び純資産合計**	**15,645,594**

損 益 計 算 書

(2025年10月 1 日から
2026年 9 月30日まで)

(単位：千円)

科目	金	額
売上高		6,395,905
売上原価		4,663,655
売上総利益		**1,732,250**
販売費及び一般管理費		1,353,381
営業利益		**378,868**
営業外収益		
受取利息及び配当金	71,344	
補助金収入	2,670	
売電収入	7,548	
受取ロイヤリティー	4,509	
受取賃貸料	7,134	
貸倒引当金戻入額	14,908	
その他	13,355	121,471
営業外費用		
支払利息	42,913	
減価償却費	4,525	
その他	3,595	51,035
経常利益		**449,304**
特別利益		
子会社清算益	44,340	44,340
特別損失		
固定資産除却損	802	802
税引前当期純利益		**492,843**
法人税、住民税及び事業税	135,217	
法人税等調整額	△12,182	123,035
当期純利益		**369,808**

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年11月20日

株式会社タカトリ
　取締役会　御中

暁　監　査　法　人
兵 庫 県 西 宮 市

代 表 社 員
業務執行社員　公認会計士　織 田　成 人

代 表 社 員
業務執行社員　公認会計士　松 島　秀 典

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社タカトリの2025年10月１日から2026年９月30日までの第70期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2025年10月1日から2026年9月30日までの第70期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．　監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1)監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2)各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業部門において業務及び財産の状況を調査いたしました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書)について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人「暁監査法人」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年11月２６日

株式会社タカトリ 監査役会

常勤監査役　大　島　章　良　㊞

社外監査役　岸　部　輝　一　㊞

社外監査役　野　島　佳　枝　㊞

第１号議案　剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の最重要施策の一つと認識しており、中・長期的な株式価値の向上のため、その期の業績や内部留保金を勘案しながら、安定的な配当を中心に利益配分を行っていくことを基本方針としております。

期末配当につきましては、設立70周年を迎えたことによる株主の皆様のご支援に感謝の意を込めまして、1株につき普通配当40円に、設立70周年記念配当30円を加えた70円といたしたいと存じます。

（１）配当財産の種類
　　金銭

（２）株主に対する配当財産の割当てに関する事項並びにその総額
　　当社普通株式１株につき金70円（普通配当40円、設立70周年記念配当30円）
　　総額373,321,830円

（３）剰余金の配当が効力を生じる日
　　2026年12月21日

第２号議案　取締役７名選任の件

現在の取締役全員（５名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化を図るため取締役２名を増員することとし、取締役７名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、取締役候補者の選定にあたっては、社外取締役が委員長を務める諮問機関である指名委員会の答申を経て取締役会の決議により決定しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	増田（ますだ）　誠（まこと） （1963年７月８日生）	1986年　4月　当社入社 2004年 10月　当社執行役員営業本部営業管理部長 2006年 10月　当社執行役員営業本部副本部長兼営業管理部長 2009年 10月　当社執行役員兼営業本部長 2010年 12月　当社取締役営業本部長兼営業統括室長 2013年 10月　当社取締役副社長兼経営企画本部長 2016年　4月　当社代表取締役副社長兼経営企画本部長 2016年 10月　当社代表取締役社長兼営業本部長 2020年 10月　当社代表取締役社長 （現在に至る）	22,800株
	［取締役候補者とした理由］ 増田誠氏は、営業部門の責任者としての任務を通じて、当社の事業活動に関し、豊富な経験と高度な知識を有しております。また、2010年12月から16年間当社取締役として企業経営に従事し、2016年４月より代表取締役として職務を適切に遂行していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。		

<table>
<tr><th>候補者番号</th><th>氏名
(生年月日)</th><th>略歴、当社における地位及び担当
(重要な兼職の状況)</th><th>所有する当社の株式数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">2</td><td>まつだ　たけはる
松田武晴
(1950年1月11日生)</td><td>1973年 3月　当社入社
2002年 4月　当社営業本部海外営業部長
2002年 10月　当社執行役員営業本部海外営業部長
2003年 4月　当社執行役員営業本部副本部長
2006年 10月　当社執行役員営業本部長
2006年 12月　当社取締役営業本部長
2009年 10月　当社取締役新規事業創出及び営業部門担当
2013年 10月　当社取締役
2014年 10月　当社専務取締役
2015年 10月　当社専務取締役兼経営企画本部副本部長
2016年 10月　当社代表取締役副社長兼経営企画本部長
2022年 10月　当社代表取締役副社長
(現在に至る)</td><td>11,350株</td></tr>
<tr><td colspan="3">[取締役候補者とした理由]
松田武晴氏は、営業部門の責任者としての任務を通じて、当社の事業活動に関し、豊富な経験と高度な知識を有しております。また、2006年12月から20年間当社取締役として企業経営に従事し、2016年10月より代表取締役として職務を適切に遂行していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">3</td><td>しげとみ　けんいち
重富謙一
(1975年11月5日生)</td><td>2015年 9月　当社入社
2020年 10月　当社執行役員管理本部経営管理部長
2022年 10月　当社執行役員経営企画本部長
2022年 12月　当社取締役兼経営企画本部長
2023年 12月　当社取締役兼管理本部長
2025年 12月　当社常務取締役兼管理本部長
(現在に至る)</td><td>1,700株</td></tr>
<tr><td colspan="3">[取締役候補者とした理由]
重富謙一氏は、経営管理部門及び経営企画部門の責任者としての任務を通じて、当社の事業活動に関し、豊富な経験と高度な知識を有しております。また、2022年12月から4年間当社取締役として企業経営に従事し、職務を適切に遂行していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。</td></tr>
</table>

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
4	正岡智明 (1976年4月6日生)	2022年 3月　当社入社 経営企画本部事業管理部取締役付部長 2022年 10月　当社経営企画本部副本部長 2023年 10月　当社経営企画本部副本部長営業統括 2023年 12月　当社執行役員経営企画本部長営業統括 2024年 10月　当社上席執行役員経営企画本部長 営業統括兼品質管理統括 2024年 12月　当社取締役兼経営企画本部長 営業統括兼品質管理統括 2026年 10月　当社取締役ものづくり革新本部長 (現在に至る)	－株
	[取締役候補者とした理由] 正岡智明氏は、経営企画部門及び営業部門の責任者としての任務を通じて、当社の事業活動に関し、豊富な経験と高度な知識を有しております。また、2024年12月から2年間当社取締役として企業経営に従事し、職務を適切に遂行していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。		
5	※ 池端謙 (1978年3月18日生)	2004年 3月　当社入社 2016年 10月　当社営業本部長補佐 2017年 10月　当社営業本部グローバルセールスチーム 新素材繊維機器営業部長 2020年 10月　当社ものづくり革新本部副本部長補佐 兼電子機器カンパニー営業部長兼生産管理部長 2021年 3月　当社ものづくり革新本部副本部長補佐 兼生産管理部長 2021年 10月　当社バリュークリエーション本部 プロキュアメントカンパニー購買部長 2024年 7月　メック株式会社入社 2026年 10月　当社再入社 当社執行役員経営企画本部長 (現在に至る)	－株
	[取締役候補者とした理由] 池端謙氏は、2004年3月から2024年6月まで当社に在籍し、営業部門をはじめ、生産管理・購買部門など幅広い分野の要職を歴任し、当社事業活動に関する豊富な経験と高度な知識を培ってまいりました。また、顧客や代理店とのビジネスフォーメーション形成にも寄与しておりました。2026年10月に当社に再入社し、執行役員経営企画本部長として、その職務・職責を適切に果たしております。経営上の重要な意思決定にこれまでの経験等を活かし取締役として参画することで、経営判断の迅速化を図り、当社の企業価値の向上に寄与できると判断し、新任の取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
6	川村 真 (かわむら しん) (1969年3月12日生)	1992年 10月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所 1996年 4月 公認会計士登録 1998年 1月 稲畑産業株式会社入社 2001年 2月 税理士登録 川村公認会計士事務所開業、所長 (現在に至る) 2015年 12月 当社社外取締役 (現在に至る) 〔重要な兼職の状況〕 公認会計士、川村公認会計士事務所　所長	－ 株
	[社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要] 川村真氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与しておりませんが、公認会計士として企業会計に精通し、長年会計監査業務に従事したことから会計監査業務に高い専門性を有しており、独立した立場から当社経営判断に多面的な観点からの助言をいただくことで、当社の経営の効率性、健全性及び透明性の確保、向上につながるものと判断し、引き続き社外取締役候補者としております。 また、同氏が選任された場合は、指名委員会・報酬委員会の委員長として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。		
7	※ 乾賀世子 (いぬい かよこ) (1963年5月21日生)	1984年 4月 日興證券株式会社（現SMBC日興証券株式会社）入社 2020年 9月 同社梅田支店長 2023年 9月 奈良県男女共同参画審議会委員就任 K's asset開業、代表 (現在に至る) 〔重要な兼職の状況〕 K's asset　代表	－ 株
	[社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要] 乾賀世子氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与しておりませんが、大手総合証券会社において管理職及び支店長を歴任し、男女共同参画に関する審議会委員としての経験やキャリア形成支援事業に携わった経験を通じ、多様な視点から組織運営に関する見識を培ってまいりました。また、企業経営及びコーポレートガバナンスに関する豊富な知見を有しております。これらの経験や知見を活かし、独立した立場から当社の経営に対して多面的な観点から助言をいただくことが期待できることから、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、新任の社外取締役候補者といたしました。 また、同氏が選任された場合は、指名委員会・報酬委員会の委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。		

(注) 1．※印は、新任の取締役候補者であります。
2．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3．川村真氏及び乾賀世子氏は社外取締役候補者であります。

４．川村真氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって11年となります。
５．当社は、川村真氏との間で会社法第427条第１項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項各号に定める金額の合計額としており、川村真氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。また、乾賀世子氏との間で会社法第427条第１項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項各号に定める金額の合計額とする予定であります。
６．当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者がその職務執行に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害を当該保険契約によって填補することとしております。ただし、当該保険契約では、被保険者による犯罪行為、故意による法令違反その他の不正行為に起因する損害等については補償対象外としております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
７．当社は、川村真氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。また、乾賀世子氏につきましても東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。

（ご参考）取締役及び監査役のスキルマトリクス

本株主総会参考書類記載の各候補者を原案どおりご選任いただいた場合の本総会終結後の各取締役及び各監査役のスキルマトリクスは以下のとおりです。

氏名	地位	性別	特に期待する分野							
			企業経営	営業	設計開発技術生産	DX（※1）	財務会計	人事労務	法務リスク管理	国際性
増田　誠	代表取締役社長	男性	○	○	○	○	○	○	○	○
松田　武晴	代表取締役副社長	男性	○	○	○	○		○	○	○
重富　謙一	常務取締役	男性	○		○	○	○	○	○	○
正岡　智明	取締役	男性	○	○	○	○			○	○
池端　謙	取締役	男性	○	○	○	○			○	○
川村　真	社外取締役	男性	○		○		○	○		○
乾　賀世子	社外取締役	女性	○	○		○		○	○	
大島　章良	常勤監査役	男性	○	○			○	○	○	○
岸部　輝一	社外監査役	男性	○				○		○	
野島　佳枝（※2）	社外監査役	女性	○						○	

（注）上記一覧表は特に期待する分野であり、各取締役及び各監査役が有する知見・経験の全てを表すものではありません。

（※1）DX（Digital Transformation）とは、データや進化したデジタル技術・IT技術を活用し、組織やビジネスモデルを変革し続け、価値提供の方法を抜本的に変えることを指します。

（※2）野島佳枝氏の戸籍上の氏名は、大北佳枝であります。

以上

株主総会会場　ご案内略図

会場：奈良県橿原市新堂町313番地の１
当社本社　５階講堂
連絡先　電話番号 0744－24－8580



■公共交通機関をご利用の株主様へ

●ご来場には下記の駅をご利用いただけます。
ご来場の際は本社・工場出入口よりお入りください。
当社本社・工場入口へは終点イオンモール橿原ウエスト・ビレッジからの徒歩移動が便利です。

運行起点	のりば	所要時間	出発時間
近鉄大和八木駅	南口バス2番のりば	約20分	8:51 9:05 9:20

※バス番号41をご利用ください。

京都駅
近鉄京都橿原線 約55分(特急)
近鉄 大阪上本町駅 ― 約30分(特急) ― 近鉄大阪線 ― 大和八木駅
当社 ← タクシー 約15分
大和八木駅 ― 約5分 ― 橿原神宮前駅
近鉄 大阪阿部野橋駅 ― 約35分(特急) ― 近鉄南大阪線 ― 橿原神宮前駅

株主様全体の公平性の観点から、ご来場株主様へのお土産の配布を取りやめさせていただいております。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

UD FONT